平成18年4月から

介護保険制度が新しくなります ~その2~

◆要介護認定の区分が変わります

介護保険のサービスを利用する場合は、要介護認定を受けている必要があります。要介護状態の区分は今まで は、「要支援」・「要介護1~5」の6区分に分類されていましたが、平成18年4月からは「要支援1、2」 「要介護 $1 \sim 5$ 」の 7 区分に分けられます。

「要支援1,2」と認定された人は,生活機能の維持・向上を目指した「介護予防サービス」を利用すること ができます。

これまで

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護 1

要支援



要介護5

要介護4

要支援2

要介護3

要介護2

要介護1

要支援 1



要介護1~5

今までと同様の介護サービス(居宅

サービス・施設サービス)を利用で

きます。

居宅介護支援事業所 のケアマネージャー がケアプランを作成

します。

本人ができることを引き出しながら. 介護予防訪問介護や介護予防通所介 護,介護予防通所リハビリテーショ ンなどのサービスを利用できます。





一次判定で要介護 1 相当 と判定された人で、心身

の状態の改善が見込まれ る場合は要支援2と判定

され、介護予防サービス

を利用できます。

地域包括支援センター の保健師が介護予防プ ランを作成します。

【平成18年4月からは地域密着型サービスが始まります】

高齢者が地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、認知症の高 齢者や介護の必要な高齢者を支えていく必要があります。平成18年4月からは、介護の認定を受けた人が 住み慣れた地域で生活していくために地域密着型サービスが開始されます。

■小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問や泊まりを組み合わせて地域での小規模なサービス拠点となります。

■夜間対応型訪問介護

2 4 時間安心して在宅生活が送れるように,巡回や通報システムにより夜間専用の訪問介護を提供します。

- ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ■地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 30人未満の小規模な介護老人福祉施設や有料老人ホームなどで介護サービスを受けることができます。
- ■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が同じ住居で介護のサービスを受けながら共同生活を送ることができます。

■認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスを行う施設に通い,日常生活上のケアを受けることができます。